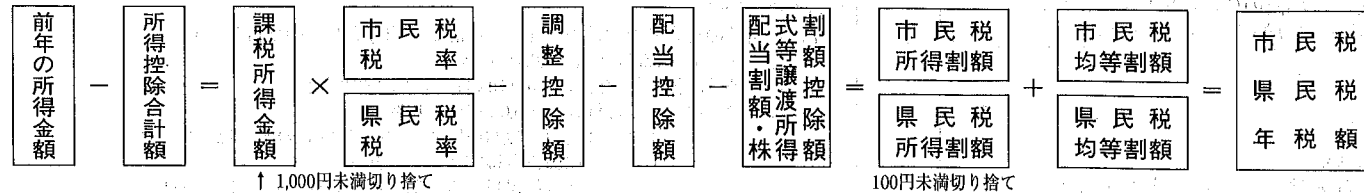


**市民税・県民税の計算のしかた** (◎市民税・県民税の税額は、均等割と所得割の合計額です。均等割は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算されます。)



**(1) 給与所得控除後の金額**

給与所得控除後の金額は、下記の表のとおりです。

収入額(支払額)	給与所得控除後の金額
650,999円以下	0円
651,000円から1,618,999円まで	収入金額から650,000円控除
1,619,000円から1,619,999円まで	969,000円(給与所得額)
1,620,000円から1,621,999円まで	970,000円(〃)
1,622,000円から1,623,999円まで	972,000円(〃)
1,624,000円から1,627,999円まで	974,000円(〃)
1,628,000円から1,799,999円まで	計算収入額×0.60
1,800,000円から3,599,999円まで	計算収入額×0.70-180,000円
3,600,000円から6,599,999円まで	計算収入額×0.80-540,000円
6,600,000円から9,999,999円まで	収入金額×0.90-1,200,000円
10,000,000円以上	収入金額×0.95-1,700,000円

**(3) 配偶者控除・配偶者特別控除**

配偶者の合計所得金額	配偶者控除額	配偶者特別控除額
～ 380,000円	33万円	—
380,001円～ 449,999円	—	33万円
450,000円～ 499,999円	—	31万円
500,000円～ 549,999円	—	26万円
550,000円～ 599,999円	—	21万円
600,000円～ 649,999円	—	16万円
650,000円～ 699,999円	—	11万円
700,000円～ 749,999円	—	6万円
750,000円～ 759,999円	—	3万円
760,000円以上	—	—

※合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除を受けることができません。配偶者控除の適用のある方は配偶者特別控除の適用を受けることができません。

**(5) 住民税所得割の税率 一律 10%**

内 訳	課税所得金額	税率
市民税	一律	6%
県民税	一律	4%

**【調整控除額の計算方法】**

○課税所得200万円以下の場合 (1)と(2)のいずれか小さい額の5%を税額から控除  
 ○課税所得200万円超えの場合 (1)から(3)を引いた差の5%を税額から控除  
 但し、この差が2,500円未満の場合は2,500円

(1) 人的控除の差の合計 (2) 課税所得金額 (3) 課税所得金額から200万円を差し引いた額

**【注】人的控除の例**

人的控除の種類	住民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除(一般の控除対象配偶者)	33万円	38万円	5万円
配偶者控除(年齢70歳以上控除対象配偶者)	38万円	48万円	10万円
扶養控除(一般の扶養控除)	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除(年齢16歳以上23歳未満)	45万円	63万円	18万円

**(6) 地震保険料控除**

- ①地震保険契約による保険料のみを支払った場合  
 支払額 50,000円以下 控除額 支払保険料の1/2  
 50,001円以上 25,000円 (限度額)
- ②長期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合  
 (経過措置として、平成18年末までに契約したのものについては従前どおり適用)  
 支払額 5,000円以下 控除額 全額  
 5,001円～15,000円以下 支払額÷2+2,500円  
 15,001円以上 10,000円
- ③地震・長期の両方の契約があり、それぞれ保険料を支払った場合  
 ①の式により求めた控除額+②の式により求めた控除額(限度額25,000円)  
 ※1つの契約で①と②両方支払がある場合は、いずれか1つの契約のみ控除  
 ※短期損害保険契約等による保険料のみを支払った場合(平成20年度より廃止)

**(2) 公的年金等所得金額**

	公的年金等の収入金額の合計額	所得金額計算式
昭和55年1月1日以前に生まれた人(65才未満)	0円～	収入金額の合計額-700,000円
	1,299,999円	収入金額の合計額-700,000円
	1,300,000円～	収入金額の合計額×75%-375,000円
	4,099,999円	収入金額の合計額×75%-375,000円
	4,100,000円～	収入金額の合計額×85%-785,000円
昭和55年1月1日以前に生まれた人(65才以上)	0円～	収入金額の合計額-1,200,000円
	3,299,999円	収入金額の合計額-1,200,000円
	3,300,000円～	収入金額の合計額×75%-375,000円
	4,099,999円	収入金額の合計額×75%-375,000円
	4,100,000円～	収入金額の合計額×85%-785,000円
	7,699,999円	収入金額の合計額×85%-785,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%-1,555,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%-1,555,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%-1,555,000円
	7,700,000円以上	収入金額の合計額×95%-1,555,000円

**(4) 生命保険料控除 ①と②の合計額**

	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
① 支払った保険料が一般の生命保険料の場合	15,000円までの場合	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円までの場合	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円
	40,001円～70,000円までの場合	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +17,500円
② 支払った保険料が個人年金保険料の場合	70,001円以上の場合	35,000円
	15,000円までの場合	支払保険料の全額
	15,001円～40,000円までの場合	支払保険料× $\frac{1}{2}$ +7,500円
	40,001円～70,000円までの場合	支払保険料× $\frac{1}{4}$ +17,500円
	70,001円以上の場合	35,000円

**(7) 配当控除**

株式の配当などの配当所得がある場合、その金額に次の率を乗じた額が税額から差し引かれます。

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
私募証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
投資信託等	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

**(8) 均等割額**

市民税 3,000円 県民税 1,500円(森林環境税500円含む)  
 均等割非課税基準(次の算式で求めた額以下の方)  
 前年中の所得が28万円×(本人+控除対象配偶者+扶養人数)+16万8千円  
 ※16万8千円は、控除対象配偶者又は、扶養親族を有する場合のみ加算

**平成22年度 市民税・県民税の申告について**

今年も平成22年度の市民税・県民税の申告の時期になりました。  
 この申告は、平成21年中(平成21年1月1日～12月31日)のあなたの所得について申告していただくものです。  
 別紙の申告書の記載事項は裏面を参考に記入してください。なお、この申告書は、国民健康保険料・後期高齢者医療をはじめとする福祉関係の各種料金算定・軽減・支給などの大事な判定資料になります。

また、医療費、社会保険料、雑損等の所得控除が受けられないとともに、所得証明(課税証明)が発行されないことがありますので必ず申告してください。

**申告書を提出しなければならない人**

- 平成22年1月1日現在、香芝市に住所のある方で次に掲げる場合に該当する人  
 (ア)平成21年中に営業・農業・不動産・利子・配当等の所得のある人  
 (イ)給与所得者で次に該当する人  
 ・給与以外に所得のある人  
 ・勤務先等から香芝市に給与支払報告書が提出されていない人  
 ・平成21年中に退職した人
- 平成22年1月1日現在、香芝市に住所のない方で、香芝市に事業所・家屋敷のある人
- 所得のなかった人も提出してください。  
 (所得のなかった人[無職、学生等]も申告書裏面にご記入ください。申告された内容は、非課税証明・国民健康保険・国民年金・児童手当・福祉・保育関係事務の資料となりますので、必ず提出してください。)

**申告に必要な書類**

- 市民税・県民税申告書
- 平成21年中の収支を明らかにできるもの  
 【例 源泉徴収票(源泉徴収票の交付を受けていない人は事業所の給与明細等)、収入や必要経費等のわかる帳簿書類】
- 生命保険・地震(長期損害)保険等の証明書、社会保険料・医療費等の領収書、身体障害者手帳等
- 印鑑を忘れずにお持ちください。

**申告書を提出しなくてもよい人**

- 平成21年分の確定申告を税務署に提出された人
- 給与所得のみで勤務先から香芝市に給与支払報告書の提出がある人  
 (提出の有無につきましては、勤務先でご確認ください)
- 公的年金所得だけの人(但し社会保険料、医療費控除、配偶者控除等の所得控除を受けようとする人は申告が必要です)

申告書の提出場所 香芝市役所 税務課 市民税係  
 電話 0745-76-2001 内線 141・142

※郵送の場合「申告書の書き方」を参照の上、申告書を作成していただき、源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書、医療費控除の領収書、生命保険、地震(旧長期損害)の保険料控除証明書などの必要書類を必ず添付して、郵送してください。なお申告書の控えが必要な方は郵送する際返信用封筒(宛名を記入し切手を貼付)も同封してください。

